

## 在宅レスパイト事業実施要綱

### (目的)

第1 県は、在宅療養者に対して、当該在宅療養者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図るため、在宅レスパイト事業を行うものとし、その実施については、指定難病等に係る看護人等派遣費用交付規則（令和6年宮城県規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅療養者 指定難病等に罹患している者であつて、かつ、当該指定難病等を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用しているもののうち、県内に住所を有するものをいう。
- (2) 訪問看護ステーション等医療機関 訪問看護ステーション（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。）又は訪問看護を行うその他の医療機関をいう。
- (3) 訪問介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者が当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。

### (実施方法)

第3 本事業は、県が看護人等を派遣する訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所に対し看護人等の派遣に係る費用を交付することにより行うものとする。

2 本事業に係る業務の一部は、宮城県難病相談支援センター事業の一部として、当該事業により設置される宮城県難病相談支援センター（以下「センター」という。）が実施するものとする。

3 看護人等の派遣を行う訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所は、センターに登録された事業者（以下「登録事業者」という。）とする。ただし、訪問介護事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6の規定による登録喀痰吸引等事業者（気管カニューレ内部の喀痰吸引の実施が認められている事業者に限る）又は同法附則第27条第2項の規定による登録特定行為事業者（気管カニューレ内部の喀痰吸引の実施が認められている事業者に限る）に限るものとする。

4 前項による登録を希望する事業者は、「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣事業者登録申請書」（様式第1号）をセンター宛て提出するものとする。

5 センターは、前項による登録の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣事業者登録台帳」（様式第2号）に登録するとともに、「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣事業者登録証」（様式第3号）により登録事業者宛て通知するものとする。

- 6 センターは、受給者から看護人等派遣の申込みがあった場合は、登録事業者に依頼し、当該事業者に所属する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものを看護人等として派遣するものとする。
  - (1) 保健師、看護師又は准看護師
  - (2) 介護福祉士
  - (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条の規定による認定特定行為業務従事者
- 7 登録の取消しを希望する登録事業者は、「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣事業者登録取消届」（様式第4号）をセンター宛て提出するものとする。
- 8 センターは、前項による登録取消しの届出があった場合は、「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣事業者登録台帳」（様式第2号）の登録を抹消するものとする。
- 9 センターは、登録事業者として適当でないと判断したときには、県と協議の上で、登録を抹消することができるものとする。

（交付の対象となる看護人等派遣の範囲）

- 第4 交付の対象となる看護人等派遣の範囲は、原則として受給者1人につき1月当たり4時間以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、在宅療養者及び介護者の状況に鑑み、在宅の療養体制が整わない等、緊急性が極めて高いと認められる場合は、年間48時間の範囲内で受給者1人につき1月当たり4時間を超える看護人等の派遣を行っても差し支えないものとする。

（看護人等派遣費用の額）

- 第5 看護人等派遣費用の額は、8,500円に実施時間（1時間に満たない実施については切捨て）を乗じて得た額とする。

（認定申請）

- 第6 規則第3条第2項の知事が別に定める申請書は、「看護人等派遣費用受給者認定申請書」（様式第5号。以下「受給者認定申請書」という。）とする。
- 2 受給者認定申請書による申請は、申請者が在宅療養者の住所地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出することにより行うものとする。この場合において、在宅療養者の住所地が仙台市のときは、仙台市の各区保健福祉センターを経由して知事に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証又は特定疾患に係る医療費用交付規則（平成12年宮城県規則第92号）第4条第4項に規定する受給者証（以下これらを「医療受

給者証」という。)の写しを添付しなければならない。ただし、在宅療養者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により医療受給者証の交付を受けていない場合は、在宅療養者に係る次の第1号又は第2号のどちらか一つ及び第3号から第5号までのいずれか一つを添付しなければならない。

- (1) 在宅療養者の指定難病等に係る臨床調査個人票
  - (2) 宮城県指定難病等要支援者証明事業実施要綱第5第1項に規定する登録者証（指定難病）
  - (3) 住民票の写し
  - (4) 運転免許証の写し
  - (5) マイナンバーカードの写し（ただし、第7第1項に定める電子情報処理組織による申請を行う場合を除く。）
- 4 規則第4条第2項の規定により認定の更新を受けようとする者は、認定の有効期間内に申請手続を行わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第7 第6第2項の規定による認定申請については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により、認定申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年宮城県条例第77号）の規定の例による。

（審査）

第8 知事又は保健所長（以下「知事等」という。）は、受給者認定申請書及び添付書類を審査し、受給者としての認定又は不認定の決定をするものとする。

- 2 保健所長は、受給者となろうとする者が受給者としての要件を満たしているか判断することが困難な場合は、知事に意見を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の求めがあったときは、必要に応じて、指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会条例（平成17年宮城県条例第65号）に定める「宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会」の意見を聴取し、回答するものとする。
- 4 知事等は、認定の審査のために必要と認めるときは、申請者に追加資料の提出を求めることができる。

（通知）

第9 知事等は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは「看護人等派遣費用受給者認定通知書」（様式第6号）により、受給者と認定しないときは「看護人等派遣費用受給者不認定通知書」（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 知事等は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは、「看護人等派遣費用受給者決定通知書」（様式第8号）により、訪問看護ステーション等医療機関又

は訪問介護事業所に通知するものとする。

(認定期間)

第10 認定期間は、受給者認定申請書を保健所長が受理した日から同日以後最初に到来する3月31日までとする。この場合において、在宅療養者の住所地が仙台市のときは、受給者認定申請書を仙台市の各区保健福祉センターで受理した日から同日以後最初に到来する3月31日までとする。

(在宅レスパイト事業利用券)

第11 知事等は、規則第3条第3項の審査の結果、受給者と認定したときは、受給者に「在宅レスパイト事業利用券」(様式第9号。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

2 受給者に交付できる利用券の枚数は、1か月につき1枚とし、認定の有効期間内に交付することが可能な最大枚数を交付するものとする。

3 知事等は、「看護人等派遣費用受給者台帳」(様式第10号)により利用券の発行について管理するものとする。

(申請事項の変更)

第12 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第6の規定の例により、受給者認定申請書及び添付書類を受給者の住所地を管轄する保健所長に提出しなければならない。この場合において、第2号に該当するときは、医療受給者証の写し、臨床調査個人票及び住民票の写しの添付を省略することができる。

(1) 受給者の氏名又は住所に変更が生じたとき。

(2) 認定を受けた訪問看護ステーション等医療機関及び訪問介護事業所が変更になるとき。

(認定の取消し)

第13 規則第5条第2項の知事が別に定める届出書は、「看護人等派遣費用受給者認定取消届」(様式第11号。以下「受給者認定取消届」という。)とする。

2 規則第5条第2項の規定による届出は、申請者が受給者の住所地を管轄する保健所長に受給者認定取消届を提出することにより行うものとする。この場合において、受給者の住所地が仙台市のときは、仙台市の各区保健福祉センターを経由して知事に提出するものとする。

3 前項の受給者認定取消届には、未使用の利用券を添付しなければならない。

(訪問看護指示書及び介護職員等喀痰吸引等指示書)

第14 看護人等を派遣する訪問看護ステーション等医療機関又は訪問介護事業所は、あらかじめ本事業を利用する受給者の主治医から、医療的ケアの内容を示した訪問看護指示書又は具体的な喀痰吸引等の実施内容を示した介護職員等喀痰吸引等指示書の交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主治医が作成した訪問看護指示書において本事業における医療的ケアの指示が併せて記載されている場合又は主治医が作成した介護職員等喀痰吸引等指示書において本事業における具体的な喀痰吸引等の実施内容が併せて記載されている場合は、当該訪問看護指示書又は介護職員等喀痰吸引等指示書をもって、本事業で必要となる指示書に代えることができる。

(看護人等の派遣)

第15 看護人等の派遣は、受給者又は当該受給者の介護者（以下「受給者等」という。）がセンター又は登録事業者へ直接申し出るにより行うものとする。

- 2 前項の申し込みを受けた登録事業者は、その旨を速やかにセンターへ報告し、センターの依頼を受け、看護人等を派遣するものとする。
- 3 受給者等は、看護人等の派遣を受けたときは、都度、看護人等に利用券を提示するとともに、毎月の最終利用日に派遣された看護人等に利用券を提出しなければならない。
- 4 受給者等は、1月当たり4時間を超える利用が必要な場合は、利用券にその理由を記載しなければならない。

(受給者の自己負担)

第16 知事等は、本事業を利用する受給者に対し、次に掲げる費用以外の自己負担は求めないものとする。

- (1) 看護人等派遣に係る交通費
- (2) 衛生用品等の実費相当分
- (3) 第6の規定による認定申請に係る費用
- (4) 第12の規定による訪問看護指示書及び介護職員等喀痰吸引等指示書の作成に係る費用

(報告)

第17 保健所長は、受給者の認定状況について、看護人等派遣費用受給者認定通知書（様式第6号）の写し、受給者認定申請書の写し及び認定申請に係る添付書類の写しを添えて、知事に報告するものとする。

- 2 登録事業者は、看護人等の派遣を実施したときは、毎月、翌月の10日までに「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣実施報告書」（様式第12号。以下「実施報告書」という。）に、第13に定める訪問看護指示書又は介護職員等喀痰吸引等指示書の写しを添えて、センターに報告するものとする。この場合において、各受給者等の月の最終利用日に看護人等の派遣を実施した登録事業者にあつては、利用券を添えて提出するものとする。
- 3 センターは、毎月、看護人等を派遣した各登録事業者からの前項による実施報告を取りまとめ、翌月の15日までに「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣業務実績報告書」（様式第13号）に各登録事業所から提出を受けた実施報告書、訪問看護指示書又は介護職員等喀痰吸引等指示書の写し及び利用券を添付の上、知事に報告するものとする。

(看護人等派遣費用の請求)

第18 登録事業所は、看護人等の派遣を実施したときは、毎月、翌月の10日までに「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣費用請求書(様式第14号)をセンターに提出することにより、第5に規定する看護人等派遣費用の請求をするものとする。

2 センターは、1時間当たりの看護人等派遣単価8,500円に各登録事業所から提出を受けた実施報告書に基づく看護人等派遣時間に乗じて得た額を、「在宅レスパイト事業に係る看護人等派遣業務請求書(様式第15号)により、知事に請求するものとする。

3 知事は、前項の請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に支払うものとする。

4 センターは、前項の規定による支払いがあったときは、速やかに、第1項の規定による請求に基づき支払うものとする。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日より施行する。